

# 投票（選挙）のしかた

10月27日（日曜日）に「衆議院選挙」という、国の会議に出る人を  
選ぶための選挙があります。

投票日（選挙の日）には、投票所（選挙をする場所）に行き、  
投票（選挙）をすることができます。

投票日（選挙の日）に投票所（選挙をする場所）へ、行くことが  
できない時は、10月26日まで区役所で投票（選挙）ができます。

選挙のことでわからない事がある時は、近くの区役所（7ページに  
書いてあります）に電話をしてください。

①



- 投票所（選挙をする場所）の入場券が届きます。
- 入場券はハガキになっています。
- 入場券は郵便で届きます。
- 選挙公報（選挙に出ている人のことが書いてある新聞）が別の日に家に届きます。
- 投票（選挙）をしたい人を決めておいてください。

②



- 投票日（選挙の日）に投票所（選挙をする場所）へ行きます。
- 入場券を投票所（選挙をする場所）に持って行きます。
- 投票所（選挙をする場所）は、決まっています。
- 投票所（選挙をする場所）は、入場券に書いています。
- 朝の7時から夜の8時まで投票（選挙）ができます。

<p>③</p> 	<p>とうひょうじょ せんきょ ばしよ うけつけ      ・投票所（選挙をする場所）に ついたら、 受付で      にゅうじょうけん わた      入場券を 渡します。</p> <p>る ー る ひと へる ぱー うけつけ      ・ルールでは、 つきそいの人（ヘルパーさん）は、 受付から      さき いっしょ い      先へ 一緒に行くことが できません。</p> <p>ひとり とうひょう しのばい とき とうひょうじょ せんきょ      ・1人で 投票 をすることが 心配な時は、 投票所（選挙を      する場所） にいる 区役所の人 が 一緒に 行って くれます。</p> <p>うけつけ ねが      ・つきそいは、 受付で お願いしてください。</p>
<p>④</p> 	<p>うけつけ とうひょうようし せんきょ かみ      ・受付で 投票用紙（選挙をする紙）を もらいます。</p> <p>とうひょうようし せんきょ かみ みずいろ かみ      ・投票用紙（選挙をする紙）は 水色の 紙です。</p> <p>こうほしゃ せんきょ で ひと なまえ か かみ      ・候補者（選挙に出ている人）の 名前を 書く紙です。</p>
<p>⑤</p> 	<p>とうひょう きさいじょ せんよう てー ぶる すす      ・投票記載所（専用のテーブル）に 進んでください。</p> <p>みずいろ とうひょうようし せんきょ かみ か      ・水色の 投票用紙（選挙をする紙）に 書いてください。</p> <p>とうひょうようし せんきょ かみ こうほしゃ せんきょ で      ・投票用紙（選挙をする紙）に 候補者（選挙に出ている      ひと）の 名前を 書いてください。</p> <p>なまえ てー ぶる かべ は      ・名前は、 テーブルの壁にも 貼ってあります。</p> <p>とうひょうようし せんきょ かみ か むずか とき      ・投票用紙（選挙をする紙）に 書くことが 難しい時は、      うけつけ ねが くやくしよ ひと なまえ か      受付でお願いすると、 区役所の人が 名前を 書いてくれます。</p> <p>とき せんきょこうほう せんきょ で ひと しんぶん      この時に 選挙公報（選挙に出ている人を まとめた新聞）を      も い とうひょう せんきょ ひと しゃしん ゆび      持って行くと、 投票（選挙）したい人の写真を 指で      さして 伝えることができます。</p>

⑥



・投票用紙（選挙をする紙）を投票箱（書いた紙を集める箱）へ入れてください。

・投票用紙（選挙をする紙）は、そのまま入れても折り曲げて入れてもどちらでもいいです。

⑦



・受付で投票用紙（選挙をする紙）をもらいます。

・投票用紙（選挙をする紙）はピンク色の紙です。

・ピンク色の投票用紙（選挙をする紙）は、政党（選挙に出ている人たちのグループ）の名前を書く紙です。

・政党（選挙に出ている人たちのグループ）の名前を書くかわりに、候補者（選挙に出ている人）の名前を書くこともできます。

⑧



・投票記載所（専用のテーブル）に進んでください。

・ピンク色の投票用紙（選挙をする紙）は、政党（選挙に出ている人たちのグループ）の名前を書いてください。

・政党（選挙に出ている人たちのグループ）の名前を書くかわりに、候補者（選挙に出ている人）の名前を書くこともできます。

・名前は、テーブルの壁にも貼ってあります。

・投票用紙（選挙をする紙）に書くことが難しい時は、受付でお願いすると、区役所の人（区役所の人）が名前を書いてくれます。

⑨



- ・投票用紙（選挙をする紙）を投票箱（書いた紙を集める箱）へ入れてください。
- ・投票用紙（選挙をする紙）は、そのまま入れても折り曲げて入れてもどちらでもいいです。

⑩



- ・受付で投票用紙（選挙をする紙）をもらいます。
- ・投票用紙（選挙をする紙）は緑色の紙です。
- ・緑色の投票用紙（選挙をする紙）は、国の法律が憲法（国のきまり）と合っているかを調べるところ（「最高裁判所」といいます）にいる裁判官（調べる人）で辞めさせたい人の名前の上に「×」の印を書く紙です。
- ・緑色の投票用紙（選挙をする紙）に書くのは、「×」の印だけです。

⑪



- ・投票記載所（専用のテーブル）に進んでください。
- ・緑色の投票用紙（選挙をする紙）は、国の法律が憲法（国のきまり）と合っているかを調べるところ（「最高裁判所」といいます）にいる裁判官（調べる人）で辞めさせたい人の名前の上に「×」の印を書く紙です。
- ・緑色の投票用紙（選挙をする紙）に書くのは、「×」の印だけです。
- ・名前は、テーブルの壁にも貼ってあります。
- ・投票用紙（選挙をする紙）に書くことが難しい時は、受付でお願いすると、区役所の人「×」の印を書いてくれます。

⑫



・投票用紙（選挙をする紙）を投票箱（書いた紙を集める箱）へ入れてください。

・投票用紙（選挙をする紙）は、そのまま入れても折り曲げて入れてもどちらでもいいです。

⑬



・これで投票は終わりです。

・ここからは、つきそいの人（ヘルパーさん）と一緒になくても大丈夫です。

・投票所（選挙をする場所）のなかや外では、誰に投票（選挙）をしたか大きな声で話さないでください。

◆投票所（選挙をする場所）が小さいときは、投票用紙（選挙をする紙）をまとめてもらうことがあります。

まとめてもらったときは、投票箱（書いた紙を集める箱）に入れるときに気をつけてください。

### 【この案内を作ったところ】

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会

ホームページ <https://city-osaka-ikuseikai.or.jp/>

住所 大阪市天王寺区 東高津町 12-10

電話 06 (6765) 5621

※2024年10月18日に作りました



※注意：⑦の比例代表選挙について、制度上は候補者名を記載しての投票となり、候補者名に代えて政党名を記載して投票することもできるというものです。この案内では選挙区選挙と混同するのをさけるため、政党名を主にして投票するとしています。

◆<sup>とうひょうじょ</sup>投票所（<sup>せんきよ</sup>選挙をする場所）<sup>ばしょ</sup>の中は、<sup>なか</sup>このように <sup>な</sup>なっています。

図の中の <sup>な</sup>番号は <sup>ばんごう</sup>1ページから <sup>ページ</sup>5ページで <sup>せつめい</sup>説明をしている <sup>ばしょ</sup>場所です。

② <sup>いぐち</sup>入り口



③ <sup>うけつけ</sup>受付



④ <sup>とうひょうようし</sup>投票用紙を  
<sup>みずいろ</sup>もらう（水色）



⑤ <sup>とうひょうようし</sup>投票用紙に  
か書きます



⑦ <sup>とうひょうようし</sup>投票用紙を  
<sup>びんく</sup>もらう（ピンク  
<sup>いろ</sup>色）



⑥ <sup>とうひょう</sup>投票します



⑧ <sup>とうひょうようし</sup>投票用紙に  
か書きます



⑩ <sup>とうひょうようし</sup>投票用紙を  
<sup>みどり</sup>もらう（緑  
<sup>いろ</sup>色）



⑨ <sup>とうひょう</sup>投票します



⑪ <sup>とうひょうようし</sup>投票用紙に  
か書きます



⑬ <sup>でぐち</sup>出口



⑫ <sup>とうひょう</sup>投票します



とうひょう せんきよ き おおさかし  
**投票 ( 選挙 ) のことで 聞きたいとき 【 大阪市 】**

おおさかし す ひと せんきよ こと ととき  
 大阪に 住んでいる人で、 選挙のことで わからない事が ある時は、  
 ちか くやくしよ でんわ  
 近くの区役所に 電話を してください。

く なまえ 区の名前	でんわばんごう 電話番号	ふあつくすばんごう FAX番号
きたく 北区	06-6313-9626	06-6362-3821
みやこじまく 都島区	06-6882-9626	06-6352-4558
ふくしまく 福島区	06-6464-9626	06-6462-0792
このはなく 此花区	06-6466-9626	06-6462-0942
ちゅうおうく 中央区	06-6267-9626	06-6264-8283
にしく 西区	06-6532-9626	06-6538-7316
みなとく 港区	06-6576-9626	06-6572-9511
たいしやうく 大正区	06-4394-9626	06-6553-1981
てんのうじく 天王寺区	06-6774-9626	06-6772-4904
なにわく 浪速区	06-6647-9626	06-6633-8270
にしよどがわく 西淀川区	06-6478-9626	06-6477-0635
よどがわく 淀川区	06-6308-9626	06-6885-0534
ひがしよどがわく 東淀川区	06-4809-9626	06-6327-1920
ひがしなりく 東成区	06-6977-9626	06-6972-2732
いくのく 生野区	06-6715-9626	06-6717-1160
あさひく 旭区	06-6957-9626	06-6952-3247
じやうとうく 城東区	06-6930-9626	06-6932-0979
つるみく 鶴見区	06-6915-9626	06-6913-6235
あべのく 阿倍野区	06-6622-9626	06-6621-1412
すみのえく 住之江区	06-6682-9626	06-6686-2040
すみよく 住吉区	06-6694-9626	06-6692-5535
ひがしすみよく 東住吉区	06-4399-9626	06-6629-4533
ひらのく 平野区	06-4302-9626	06-6700-0190
にしなりく 西成区	06-6659-9626	06-6659-2245